

	<p>資料 11 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例</p> <p>資料 12 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則</p> <p>資料 13 地方自治法（抜粋・第 244 条の 2）</p>
決 定 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・枚方市都市公園指定管理者選定委員会の会長に本多委員、副会長に服部委員を選任することを決定 ・会議は非公開、会議録は本委員会の答申後に公表することを決定 ・委員会へ提出された資料は、本委員会の答申後に公表する。 ・募集要項（案）、基本仕様書（案）、選定基準（案）について、内容を決定。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	<p>非公開</p> <p>枚方市情報公開条例第 5 条第 6 号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査等を行うため。</p>
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	<p>本委員会の答申後に公表</p>
傍 聴 者 の 数	<p>—</p>
所 管 部 署 (事 務 局)	<p>土木部 みち・みどり室 工事委託課</p>

審 議 内 容

(事務局)

それでは定刻を過ぎましたが会議を始めさせていただきます。

本日第1回目の委員会におきまして、会議の公開・非公開が決定されるまでは本市の規定に基づき、公開とさせていただきます。また本市では、審議会の会議録について委員の皆様が発言内容を全文筆記、または全文筆記に近い要約筆記とすることを定めておりますことから、補助的に会議を録音させていただくことをご了承いただくよう、よろしくお願いいたします。なお、委員の皆様には本市条例の規定により、守秘義務が課せられておりますので、よろしくお願いいたします。

ここまでで何かご質問等がございますでしょうか。

それでは、ただいまから第1回枚方市都市公園指定管理者選定委員会を開会します。本委員会の会長が選任されるまでの間、委員会の進行をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず本日、本委員会に対し枚方市長から諮問書が提出されております。委員の皆様にも、資料1としてその写しをお配りしております。本委員会は、この諮問に応じ、指定候補者の選定に関しまして調査、審議し、答申を行っていただくために設置する委員会でございます。委員の皆様におかれましては、枚方市長の諮問に応じ、申請者の事業計画書等の内容について総合的に各申請者を比較検討し、委員会で評価いただくことにより、最も点数が高い者を指定候補者としてご答申いただくものでございます。

なお、本日の出席委員は5名で、全員のご出席をいただいております。本日の会議が成立している旨をご報告いたします。

それでは、案件をご審議いただきたいと思っております。まず「案件1、会長・副会長の選任」でございますが、本委員会には条例の規定により、委員の皆様方の互選により会長・副会長を各1名置くこととなっております。事務局としましては、本市の公の施設に係る指定管理者選定委員会の例に倣い、会長を弁護士の本多委員に、副会長を税理士の服部委員にお願いしてはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。ご異議がなければ、ご承認の挙手をお願いいたします。

< 全員挙手 >

ありがとうございます。それでは、会長に本多重夫委員、副会長に服部純子委員を選任いただくことをご承認いただきました。

それでは、会長・副会長より一言ご挨拶をいただきたいと思っております。

本多会長、よろしくお願いいたします。

(会長) 大変恐縮でございますが、会長に選任していただきました本多でございます。本員会は、指定業者の選定を適正に行うため、枚方市都市公園指定管理者選定委員会として、必要な調査・審議により答申をするために構成されたものでございます。会議の進行に当たりまして、皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、深くお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

(事務局) 次に副会長、服部委員、よろしくお願いいたします。

(副会長) よろしく願いいたします。

(事務局) それでは、以降会長に委員会の進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(会長) それでは、委員会を進めさせていただきたいと思います。

まず、「案件(2)委員会の運営について」を議題とさせていただきます。本件につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) それではご説明いたします。今後、本委員会を進めるに当たり、まず会議の公開・非公開、次に会議録の作成方法、次に会議資料の公表・非公表の3点についてご決定いただきたいと思いますと考えております。

「資料10、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規定」をご覧ください。この規程は、審議会の会議の公開等に関するルールについて定めたもので、本規定第3条第1項の(1)から(3)のいずれかに該当する場合は、非公開とすることができるものと規定しており、第2項にて、非公開とするときは、この会議においてご決定いただく旨を規定しております。事務局としましては、この第3条第1項(2)枚方市情報公開条例第5条の規定する非公開情報が含まれているものと考えております。具体的には次のページの本市情報公開条例の第5条第6項に該当する情報を審査するものであるため、会議を非公開とすることができるものと考えております。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。次に、会議録の作成についてです。規定の第6条第4項にありますように、委員の皆様のご発言は、全文筆記または全文筆記に近い要約筆記で記録することが求められています。ただし発言者名は個人名を記載せず、単に会長・副会長・委員と表記させていただいてはどうかと考えております。なお、事務局としましては、会議録は事務局で作成し、全委員にご確認いただいた上で、答申後公表してはどうかと考えております。

最後に委員会の提出資料についてですが、ただいまご説明いたしました会議録と同時に、枚方市情報公開条例第5条の規定による非公開情報が含まれるものとして、答申いただいた後に公表してはどうかと考えております。ただし本市において、委員名

簿は公表している現状がございます。そのことから事務局としましては、資料2に記載されている程度で委員名とご職業を公表しております。なお、応募者が委員に接触した場合は、その応募者を失格とする要件を設定しております。

以上でございます。会長、よろしくお願ひいたします。

(会長) ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明に関しまして、委員の先生方からご質問・ご意見等がございましたら、ご自由にご発言いただけますか。特におありにならなければ、お諮りしたいと思ひます。

本件について、まず委員会の会議は非公開とし、次に会議録と委員会の添付資料等は本委員会の答申により公表するというごことでご異議ございませんか。

< 異議なしの声あり >

(会長) ありがとうございます。ご異議なしと認めます。

次に、委員会の日程等について、事務局からご説明願えますか。

(事務局) それではご説明いたします。参考資料1、「指定管理者選定委員会の開催日程(案)」をご覧ください。本日第1日目は、募集要項や審査準等についての審議と次回の委員会の進行を確認いただく予定としております。また、本日の委員会で募集要項等をご確認いただき、その内容を確定いたしますと、7月27日を目途にホームページ等で配布を開始し、8月29日から9月28日まで、応募書類の受付を行う予定としております。なお、募集要項等の配布は、その内容の確定に時間を要した場合、事前に委員の皆様にご了承いただいた上で、7月27日より数日程度遅らせる場合がございます。申請受付後は、事務局において提出書類の確認等を行った後、郵送で申請書類一式を送付いたします。お手元に届きましたら申請書類をご確認いただき、第2回委員会でのプレゼンテーションに備えていただければと思っております。

続きまして第2回の委員会では、プレゼンテーション及び質疑を実施し、第3回の委員会で評価結果をご確認いただきまして、委員の皆様のご合意の上、ご答申いただきたいと思いますと考えております。

次に指定管理者制度の概要、また本委員会の役割等についてご説明いたします。参考資料2、「指定管理者制度の概要について」をご覧ください。まず1、指定管理者制度の概要につきましては、記載のとおりとなっております、制度の説明は省略させていただきますので、ご参照のほどお願ひいたします。

次に、資料の下段にまいりまして、指定管理者選定委員会をご覧ください。本委員会でございますが、この指定管理者となる候補者について、申請された団体が適当であるかどうか、ご審査、ご決定いただき、枚方市長に答申していただくものでございます。

次のページをご覧ください。本委員会の諮問対象である「枚方市都市公園指定管理

者」の選定内容について記載しております。本施設の選定方法としましては、指定管理者を「公募」することとしております。

次に指定管理期間につきましては、本市では原則5年としており、枚方市都市公園につきましても、5年間としております。

次に、本業務は「指定管理料・利用料金の併用」によるもので、指定管理者は、利用料金収入と本市から支出する委託料をもって、施設の管理運営を行うものとなります。

以上が、本施設の選定に際しての基本的な事項でございます。

以上でございます。会長、よろしくお願ひいたします。

(会長) ありがとうございます。事務局からの説明を聞きまして、委員の先生方からご質問・ご意見等があればご自由にご発言いただけますか。

よろしいですか。

それでは、次の案件に移りたいと思います。「案件(3)の①枚方市都市公園の施設の概要及び管理運営状況について」、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局) それでは、説明いたします。資料3の「対象となる都市公園の概要及び管理運営状況について」をご覧ください。王仁公園、中の池公園及び香里ヶ丘中央公園の有料施設については、平成26年4月1日から、鏡伝池緑地については平成29年4月1日から指定管理者制度を導入し、指定管理者が管理運営業務を行っております。その下「1.対象公園の概要(1)位置図」こちらをご覧ください。こちらが5公園の位置関係になりまして、鏡伝池緑地、中の池公園が北部地区にありまして、王仁公園、東部公園が東部地区、香里ヶ丘中央公園が南部地区にございます。なお王仁公園については、JRの藤阪駅から徒歩8分のところがございます。

次、その下、「(2)主な施設内容等について」をご覧ください。王仁公園は開設面積が9.29ヘクタールで、これは枚方市が所管する都市公園で一番大きい公園でございます。主な施設内容について、王仁公園ではプールや運動広場、テニスコートなどがございまして、香里ヶ丘中央公園、中の池公園については運動広場、東部公園については、硬式野球ができる野球場やドッグラン、鏡伝池緑地においては、鏡伝池、花しょうぶ園、せせらぎ水路等の施設がございます。

続きまして次のページ、「(3)現指定期間と次期指定期間における区域変更について」をご覧ください。現在、令和4年度の指定管理は、王仁公園と中の池公園、香里ヶ丘中央公園の有料施設で1業務、鏡伝池緑地の業務で1業務の2業務体制を取っております。令和5年度からの5年間については、王仁公園、中の池公園、香里ヶ丘中央公園の一般園地部分と東部公園を新たに指定管理区域に加え、さらに2つの業務を1業務に集約し、5公園を一括で管理する指定管理者をご選定いただくこととなります。

続きまして下段2、「管理運営状況(1)施設の利用状況」をご覧ください。王仁公園プールにつきましては、令和3年度、令和2年度はコロナウイルスの影響で閉鎖したため、

令和元年度実績のみの記載となっております。利用率に関しまして、王仁公園テニスコートについては70%前後、王仁公園運動広場については50%前後、中の池公園運動広場についても50%前後、香里ヶ丘中央公園の運動広場については60%程度を推移しております。

続きまして、次のページをご覧ください。現在の有料施設と鏡伝池緑地、2業務の過去3カ年の収支状況について記載しております。なお、有料施設の業務において令和元年度のみ数字が大きいのは、コロナにより令和2・3年は施設を閉鎖したことによるものとなっております。詳細については、説明を割愛させていただきます。

資料3について、説明は以上とさせていただきます。

(会長) ありがとうございます。ただいま事務局が伝えました内容につきまして、委員の先生方からご質問、ご意見等はございませんか。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次に移ります。「案件(3)②枚方市都市公園指定管理者募集要項、基本仕様書について」を議題とさせていただきます。この案につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) それでは、資料4の1、4の2、4の3及び資料5の1、5の2に基づき、ご説明いたします。募集要項につきましては、指定管理者を指定する際の申請者の資格や、提出を求める申請書類の内容などを記載した書類となります。また仕様書は、本市が当該公園の管理運営において指定管理者に求める業務内容、仕様を記載した書類となります。先ほどご説明いたしましたとおり、本日これらの内容について委員の皆様からご意見をいただき、本市におきまして内容を決定し、今後の手続を進めてまいりたいと考えております。それでは内容の説明に入らせていただきます。

(事務局) それでは、資料の4の1「募集要項骨子」をご覧ください。まず本指定管理業務の目的としましては、公園に求められるニーズが近年多様化しており、多様なニーズに対応するためには公園の活性化につながる提案を引き出し、イベント、プログラムなどのソフト事業を充実させていくことが不可欠となっております。また、市民の森は花菖蒲やスイレンをはじめとして美しい植物景観を形成しており、さらなる美観の発展や緑化推進が期待されております。そのため市としては、公園の活性化につながる多様なソフト事業の提案と、造園分野における高度な知識・技能に基づく植物管理に関する提案を引き出したいと考えております。

まず1番、対象公園は記載の5公園となっております。

2番、業務の範囲・内容(1)有料施設に関する業務については、①利用に関する手続受付業務と②利用料金の徴収・還付・減免業務、③その他有料施設運営及び維持管理に関する業務の3項目を記載しております。さらに、ここでは“有料施設の利用促進を積極的に行い、利用料金収入の増収に努めてください”、あるいは“運動広場は現

在無料開放日等を設定しています。引き続き無料開放日等を設け、地域へのスポーツ・遊びの「場」の提供に努めてください”と記載しております。(2) 運営管理業務、ここは1) 一般管理業務、2) 維持管理業務の2項目でご覧の内訳となっております。

(3) その他必要な管理運営業務については、①の日報及び月報の作成や、②の事業実施計画書の作成等の5項目を記載しております。ここでは“公園の魅力アップや利用促進に資する様々なイベントやプログラムなどの利用促進事業を実施してください”と記載しております。

続きまして3番、管理基準、こちらは“管理事務所は9時から17時まで、条例施行規則で定める時間を基本として運営してください”と記載しております。なお、ここでは“開所時間の延長等について提案がある場合は、事業計画書に記入してください”と記載しております。

4番、指定の期間は令和5年の4月1日からの5年間となります。

5番、提案上限額は5年間トータルで、5億2,944万2,000円となっております。恐れ入りますが、参考資料3をご覧ください。こちらが1年度当たりの都市公園の指定管理料の上限額の積算根拠になります。都市公園の指定管理では主に、近年の実績による算出、公共工事の積算歩掛による算出、見積りによる算出の3種類の方法で算出しております。大項目の人件費、水道代、保守点検費、消耗品費、印刷製本費用、修繕費等については、近年の実績により算出しており、清掃費や植物管理費、有料施設管理運営費については、公共工事の積算歩掛により算出しております。また、廃棄物の運搬費用、駐車場精算機のリース料等については、見積りにより算出しております。また収入におきましては、新型コロナウイルスによる減収の影響を受けていない令和元年度の実績を採用しております。支出がトータル1億6,400万、収入が5,880万となりまして、差引合計が1億588万8,573円となっております。

以上が、指定管理料上限額の積算根拠でございます。

恐れ入りますが、資料4の1にお戻りください。続きまして6番から説明に戻ります。6番、設置管理許可の取扱い、ここでは各公園に設置している清涼飲料水の自動販売機については市が公募を行い設置しており、指定管理者は自主事業として設置できない旨を記載しております。

7番、備品管理区別一覧、ここでは市が貸与する備品が経年劣化等により、業務の用に供せなくなった場合、指定管理料により当該備品を調達するものとしております。

8番、リスク分担、業務運営に影響を及ぼす法令変更や行政上の理由による事業変更、指定管理者の責めによらない事業の中止・延期については市のリスクとしており、管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故や火災などについては、協議事項としております。なお、物価変動や第三者への損害等につきましては、原則指定管理者のリスクとしております。

続きまして9番、提案に当たっての確認事項、こちらは後ほど資料6で詳細を説明させていただきますが、ここでは“申請いただく上で必須の提案事項ではありません

が、公園の利便性や魅力の向上につながる自主事業の提案に関しては、審査する上で
の評価対象となります”と記載しております。

続きまして10番、指定管理者に付与する権限は（1）の行為許可使用に関する権
限と、（2）の施設・設備の改修・整備となります。ここでは“施設の設置目的等を損な
わない範囲で施設・設備の一部を変更・改修・整備していただくことは可能です”と記載
しております。

続きまして11番、経理に関する事項、（1）利用料金、ここでは有料施設には全て利用
料金制度を適用していることと、利用料金収入は指定管理者の収入となることを記載して
おります。ここでは“割引料金の設定など、利用者の利便性の向上が図れるような創意工
夫をご提案ください。想定を上回る利用料金収入が得られた場合、その一部を新たな利用
者サービスの向上や施設の維持管理費に充てるなどにご協力ください”と記載しておりま
す。（4）の光熱費では、電気料金は市が負担するものと記載しております。（6）修繕費
の取扱い、修繕費は年1,030万を見込んでおります。なお、30万以下の修繕を指定
管理者が実施し、仮に修繕費が余った場合は、市へ返還されることとなっております。（8）
感染症対策に係る経費について、日常的な感染予防対策については、指定管理料を用いて
実施すること。また、感染拡大時などに市の指示によって利用料金施設を閉鎖した場合の
想定収入額については、原則市が負担することとしております。（10）の臨時駐車場、こ
こでは既存駐車場が満車時になった場合、王仁公園芝生広場に臨時駐車場を設け運営して
いただく旨と、臨時駐車場の料金は、利用料金収入となる旨を記載しております。

12番、申請者の資格、（4）申請者の実績においては、公園・緑地等の管理運営の実績
が2年以上あることとしており、（5）技術者の配置では、王仁公園と市民の森の管理事務
所に各1名、有資格者を配置することとしております。なお、有資格者は指定期間中、指
定管理者との直接雇用関係が必要としております。

続きまして13番、指定管理者の義務、ここでは公平かつ公正な施設の利用などにつ
いて記載しており、（16）地域との連携・協力においては、“指定管理者はP-F-I事業者
や周辺施設の運営者等と連携し、公園利用者のニーズに応じたサービスの提供を行い、公
園の魅力を高めるよう努めてください。また、地域住民、企業やボランティアなどと協働
を目的としたプラットフォームの立ち上げ・運営に努めてください”と記載しております。

続きまして、次のページをご覧ください。14番、提出資料については、記載のとおり
となっております。15番は複数の法人などが構成するグループで申請する際の留意事項につ
いて記載しております。

16番、募集要項・申請書等の配布・閲覧、募集要項の配布は7月27日から9月28
日としており、現地説明会は8月8日、質疑の受け付けの締切りが8月17日で、質疑の回
答が8月29日としております。申請書の受け付けに関しましては、回答日の8月29日か
ら9月28日を最終日としております。募集に関する日程はご説明のとおりでございます。

19番、選定については選定の方法、選定委員会の構成、プレゼンテーション方法など
について記載しております。

20番、指定管理者の指定については議会の承認を受けて、指定管理者が指定されるこ

と等について記載しております。

2 1 番、指定管理者指定後の手続等については「基本協定書」の締結や、年度ごとの「年度協定書」を締結する旨について記載しております。

2 2 番、指定管理者の形態変更等による再指定については指定管理者に形態変更等が生じた場合、原則再度、指定の手続が必要である旨等を記載しております。

2 3 番は、事務引継ぎについて記載しております。

2 4 番、自主事業については“指定管理業務のほか、利用者の利用に支障のない範囲で施設の設置目的に沿った内容の自主事業を市の承認を得て実施することができます。また、自主事業において収益が見込まれる場合は、その収益の一部の還元に努めてください”と記載しています。このほか、①の物品販売、ここでは、自ら実施する場合のほか、実施者を公募等により決定し、その者に実施させることも可能としています。②にぎわい創出を目的としたイベント・プログラムなど、ここでは公園本来の設置目的、機能を損なわず、また一般利用に支障を及ぼさない範囲で各種イベント・プログラムを実施または誘致することができますと記載しております。また、P－P F I 事業者や周辺施設の運営者などと連携し実施する協働事業や、屋外プールの営業期間外利用等、施設を目的外に活用するイベント等についても積極的に提案していただきといた旨を記載しております。

最後 2 5 番のその他、(1) P－P F I 事業の実施について、ここではバレーボールコート事業区域として、P－P F I 事業者の公募を実施している旨と、別途新たなP－P F I 事業等を今後実施する可能性がある旨を記載しております。(2) 香里ヶ丘中央公園みどりの広場等、ここでは“香里ヶ丘図書館の指定管理者と相互に連携を図って、香里ヶ丘中央公園の管理運営に取り組んでください”と記載しております。(3) スケートボード広場の試行運用、ここではスケートボード広場の運用を試行実施する予定がある旨と、今後その利用者ニーズを踏まえて、スケートボード場の本格整備を行う可能性がある旨を記載しております。(4) 王仁公園プール内での飲食提供サービス、ここでは“ランチエリアの営業を行うことができ、その取扱いは自主事業となりますが、ランチエリアを営業しない場合もプールの営業期間中は、飲食サービスの提供に努めてください”と記載しております。

(5) ボランティアの支援、ここでは“ボランティア団体の支援やボランティア団体の育成または新たな団体の誘致を行うよう努めてください”と記載しております。(6) 花とみどりの相談窓口、ここでは“市民のみどりに関する相談への対応や、緑化啓発や緑化推進に関する取組を積極的に実施してください”、“みどりを生かした美しい景観形成や見どころづくりに努めてください”と記載しております。

また最後に、別表 1 から別表 6 を掲載しております。

資料 4 の 1 は以上になります。次に、資料 4 の 3 をご覧ください。各委員の皆様には事前にご説明をさせていただいた際に王仁公園同様、ほかの 4 公園に対しても市としての将来像を示すべきとご意見をいただいております。そのご意見を踏まえて、事務局で案を作成させていただきました。ただ、その他 4 公園に関しましては、王仁公園のように利用者ニーズ等を把握しているわけではないので、あくまでも特色、利用の現状、課題といった 3 項目を示すことで、市としての目標や課題を示していこうという意図でこの資料を作成

しております。なお、この資料は募集資料の一部として位置付けしております。市として考えておりますのは、鏡伝池緑地では良好な植物管理を引き続き継続してほしい。中の池公園では、未利用時の運動広場、樹林地、遊具広場をより活用してほしい。香里ヶ丘中央公園では、香里ヶ丘地区の活性化の場となるよう、周辺の商業施設や香里ヶ丘図書館、幼稚園、保育園等と連携してほしい。東部公園に関しましては、近隣に住宅がないことや広大な芝生広場、100台近くある駐車場を活用して、市街地の公園でできないイベントや小さな公園ではできないイベントの場としてどんどん活用してほしい。そういった思いがありますので、その内容を伝えるため、それぞれの特色、利用の現状、課題という3項目を記載しております。

資料4の募集要項については、説明は以上となります。

(事務局) それでは引き続き、資料5の基本仕様書について説明をさせていただきます。資料5をご覧ください。資料5の基本仕様書、先ほど説明させていただいたとおり、指定管理者に求める業務内容、仕様を記載した書類になっております。かいつまんで説明をさせていただきます。まず、ページをめくっていただいて目次の次、1ページから2ページにかけて、指定管理業務の対象施設の概要について記載しております。

続いて2ページから4ページまでを駆けまして、対象施設の共用日であるとか供用時間を記載しております。基本的には、これは条例や規則に書かれているものになっておりまして、これを超える時間についてはご提案をいただけたらと考えております。

続きまして、5ページ目以降には、指定管理業務の細かな仕様について記載しております。

少し飛びまして7ページから業務実施体制ということで、人員についての記載をしております。王仁公園と鏡伝池緑地に管理事務所がございますが、そちらの人員配置について、市として想定の人員が分かるように必要な資格であるとか人数についての目安、業務内容などを記載しております。8ページのところに人員配置の目安の表を記載しております。これらの人員配置は、表の上にも書いておりますように、あくまで目安と考えておりまして、公園は土日・祝日も開所しますので、指定管理者で効率的、効果的に業務が遂行できるように人員配置をすることは可能であると考えております。

また10ページ目からにかけて、募集要項にも記載しておるのですけれども、指定管理者には公園の魅力向上であるとか、利用者サービスの向上のために様々なイベント等を行っていただきたいと考えておりますので、利用促進事業（指定管理者として収入が支出を上回らないような事業）であるとか、収入が多くなるような自主事業についての記載をしております。11ページから12ページには、どういったものが自主事業で、どういったものが利用促進事業になるのかというような表を記載しております。様々なイベントのご提案をこういったものを見て提案していただけたらなと考えております。

12 ページ以後は、安全のこと等を記載しています。15 ページ以降には業務要求事項ということで、様々な業務の細かな仕様を記載しております。この中で清掃とか除草などについては回数も記載しておりまして、きちんと業務をしていただいているのがチェックできるように、回数等も決めさせていただいております。まず業務要求事項には、15 ページから21 ページにかけて5公園のプールを含む有料施設の管理について記載をしております。

その後、いろいろな指定管理業務について記載しております。27 ページは、緑化相談であるとか講習会といった鏡伝池緑地で行っているような企画運營業務についても記載しております。

28 ページ以降、維持管理業務としまして、花しょうぶや特殊植物も含んだ植物管理の記載や、園内とかトイレを含めた清掃の記載、32 ページ以降に、様々な水景施設や、電気等の設備関係の施設管理についての記載をしております。多岐にわたる業務になっており、記載が多いので、20 ページ分強にわたり業務要求事項について記載をしております。細かな説明はここでは割愛させていただきますが、例えば34 ページの点検業務や保守管理の項目に業務仕様を別途書いております。さらにそれを補足するものということで、別途各種業務仕様書を添付しております。そのため、かなり細かな仕様書を見ていただいて、応募者の方にはこういった業務をするのだなということをお分かっていただくため、様々な仕様を記載しております。

簡単であります。基本仕様書の説明を終わらせていただきます。

(事務局) 次に別紙1、事業計画確認事項一覧について、補足説明いたします。別紙1をご覧ください。この書類は、申請者に求める提出書類の1つとして位置づけられているもので、申請者が提出する事業計画書の概要版となります。左端から、それぞれ本市が当該公園の管理運営において求める要求事項、確認事項を記載しており、申請者は、その右隣の「提案内容」の欄に事業計画書の記載内容の要約を記載します。なお、一番右の欄には、当該内容が事業計画書において掲載されているページ数を記載しております。これら右側2列の記載内容は、申請者自らが記載するものであり、事務局は一切手を加えません。委員の皆様にご審査いただく対象は、あくまで事業計画書そのものではありますが、審査のご参考にしていただければと考えております。

以上でございます。会長、よろしくお願いたします。

(会長) ありがとうございます。募集要項、それから基本仕様書、多岐にわたるご説明でしたけれども、ご説明がありました内容につきまして委員の先生方、ご質問、ご意見等がございましたらご自由に。

(委員) 資料4の1の募集要項骨子の(3)のその他必要な管理運營業務のところ、各公園に設置している自動販売機については別途市が設置者を公募しています、という記載があるが、これは何か指定管理者が自動販売機を設置することの不都合、

あるいは市が別途自動販売機の設置者を公募しなければいけないという特別な理由があるのでしょうか。

(事務局) 既に令和6年3月末までの自動販売機の事業者を公募により決定しております。そのため、指定期間中は少なくとも再公募の可能性もございますので、清涼飲料水については設置できないということにしております。ただ清涼飲料水以外の、例えば食べ物であったりスポーツ関係の道具類であったりだとか、そういった自動販売機については自主事業として設置できるという取扱いにしております。

(委員) 例えば体育館等、スポーツ施設で指定管理者が自動販売機を置くことによる収益というのは結構大きいと思うので、そういう理由だったらしょうがないとは思いますが、今後指定管理者にとって、収入源となるものを設置ができるよう、期間を調整しながら進めていただければと思います。以上です。

(会長) ありがとうございます。ほかの先生方、いかがなものでしょうか。

(委員) 収入の見込みのところで、年間当たり5,800万でしょうか。

(事務局) はい。5,880万でございます。

(委員) これはコロナ前の収入の平均値を出したということでしょうか。

(事務局) 駐車場は前々回の指定期間については無料であり、プールは令和2年、令和3年度が閉鎖ということで、実質令和元年度しか実績として使える数字がありませんので、令和元年度単体の実績を採用しております。

(委員) これは固定なのですか。例えば現在第7波が来ていますが、仮に次年度もこういう状況が続いた場合も、この見込み収入より下回ってもあとは事業者の努力義務、そういうことですか。

(事務局) おっしゃる通りです。ただ、感染が拡大し、市から閉鎖するようお願いした場合は、想定収入額を補填します。施設を閉鎖するに至らない程度で、例えばコロナの影響があって多少集客が下がったといった場合のリスクは、指定管理者のリスク。ということでございます。

(委員) それは有料施設の閉鎖指示が公園管理者である市からあるかないかによって額が変わるということになるということなのですね。

(事務局) 基本的にはそうでございます。

(委員) 分かりました。ありがとうございました。

(会長) 他に何かご意見、ご質問等ございますか。

(委員) 単に幾つかの公園というか4つの公園の指定管理の実績がございしますが、その期間内で判明した課題や、運用状況等を参考にして、今回の指定管理の仕様書や募集要項等で変えた点とかというのはありますか。

(事務局) 王仁公園、中の池、香里ヶ丘公園については、有料施設以外の園地の指定管理区域が大きくなっていますので、そういった点で変わっている部分はたくさんございます。ただ、鏡伝池緑地みたいに区域が変わっていないところに関しては、大きく変わっているところはありません。

(委員) ということは、指定管理者の運用状況によって何か課題が出たとか、そういうことはあまりなかったということですかね。

(事務局) 大きくは、そういった課題は出ていませんが、資料4の3にお示しさせていただいているとおり、例えば鏡伝池でしたら花しょうぶの時期以外もそういった魅力のある景観、植栽景観などを創出するなど、プラスアルファの部分の課題をこの資料ではお示しさせていただいており、応募される事業者には、こういったところも見ていただければということで、整理をさせていただきました。

(委員) 分かりました。ありがとうございます。

(会長) ありがとうございます。ほかにもございますか。特によろしいですか、ありがとうございます。

そうしたらそのような形で募集要項、これを実行していただきたいと思います。

それでは引き続き、「案件(3)の③枚方市都市公園指定管理者選定基準について」を議題とさせていただきます。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) それでは、選定基準についてご説明します。資料6の選定基準(案)をご覧ください。この選定基準は募集要項、仕様書に基づき、委員の皆様にご評価いただく際の基準となるものです。まず、1の「指定管理者選定基準の位置づけ及び選定の基本的な考え方」としまして、指定管理料の額のほか、申請者の提案する事業計画書の妥当性・実現性・確実性を総合的に評価する旨を記載しております。

次に、2の「本委員会の審議体制」、3の「審議・評価の方法」のとおり、本委員会

において、申請者の事業計画書などを審議し、評価をご決定いただく旨を記載しております。

次に4の「選定結果の公表」については、各申請者に通知するほか、選定の概況等をホームページに公表する旨を記載しております。

次に、2ページをご覧ください。ローマ数字のⅡ、「選定委員会における審議の内容」についてですが、まず、資料の4ページ以降の事業計画に関する内容審査の表をご覧ください。本表は「要求事項」・「確認事項」・「加点事項」で構成され、委員の皆様には、一番左の欄の「要求事項」を単位として、各申請者の事業計画書を1から5までの5段階でご評価いただきます。

2ページにお戻りください。5段階の評価の目安は、中段に記載の表のとおり、「確認事項を満たす場合」が3以上となり、「加点事項を満たす提案が行われているものの、完全ではない場合」が4、「加点事項の内容をおおむね、または全て満たす提案が行われている場合」が5、となります。一方、「確認事項について記載があるものの、内容に不明確な点がある場合」は2、「確認事項についての記載がない、または確認事項が求める内容を全く理解していない記載が1項目でもある場合」は1となります。また、「確認事項」に対する提案がなされているのかをご確認いただく際は、事業計画書の概要版である「別紙1 事業計画確認事項一覧」及び事業計画書本体の記載内容をご確認ください。なお、応募書類だけで、「確認事項」を満たしているかどうかの判断が難しい場合や、疑問点がある場合などは、プレゼンテーションの場で事業者に質疑等を行っていただき、ご確認、ご判断いただくものとなります。その後、各委員会の評価を踏まえ、要求事項ごとに選定委員会としての5段階評価を合議によりご決定いただき、その評価に応じた率を配点に乘じ、得点を算出します。内容審査は700点満点としています。

次に、ローマ数字のⅢ、指定管理料につきましては、資料2ページの下のほうに記載している計算式によって機械的に得点化いたします。指定管理料の得点は300点満点としています。

次に3ページ、ローマ数字のⅣ、総合評価についてです。事業計画の内容審査700点満点と、指定管理料300点満点をそれぞれ得点化したものを合算し、1,000点満点とする総合評価方式となります。なお、「枚方市指定管理者制度に関する基本指針」では、提案内容による評価と、指定管理料による評価の基本割合を6対4とし、その割合は施設の設置目的やその特性に応じ、柔軟に設定するものとしています。

事務局としては、多様なニーズに応えるため様々な取組を求める一方で、5公園を一括管理することでスケールメリットが増大することや、効率的な管理運営によるコスト縮減が期待できることから、評価割合の「案」を7対3としております。

以上が、審査、評価に係る大まかな流れとなります。詳細につきましては、参考資料4の「指定管理者選定基準」に係る補足説明資料をご参照ください。

次に、4ページからの「事業計画に関する内容審査」をご覧ください。要求事項の1番の「申請団体の経営方針等に関する事項」については①の経営方針、②の指定管理

者の指定を申請した理由、③の経営の継続性・安定性という項目を設定しております。配点はそれぞれ36点、12点、12点となっております。

続きまして2番「施設の経営方針に関する事項」の①施設の現状に対する考え方及び将来展望については確認事項「9. 都市公園の設置目的などを踏まえた現状認識及び今後の方向性について提案されているか」といった確認事項を設定しており、配点は60点となっております。

次のページ②施設運営に関する計画は3項目の小項目を設定しております、(ア)運営計画に関する提案は法令順守や適正な額が提案されているかといった確認項目に加え、想定を超える収益があった場合の指定管理業務への還元方法や施設の供用時間、延長や利用料金の値下げなどの提案がある等の加点項目を設定しており、配点は40点でございます。(イ)事業提案・改善に関する提案は利用者サービス維持・向上に関する提案に加え、ボランティアとの協働、P-FI事業者や周辺施設の運営者等との連携、緑化推進などの確認項目を設定しており、具体的で魅力のある利用促進事業や自主事業が提案されているか、活性化につながるイベントやプログラムが提案されているか、物販や簡易な施設整備等の提案、夏季以外の期間にプールを活用した魅力的なイベント等の提案、ボランティアの育成や新たなボランティアの誘致についての提案等といった加点項目を設定しており、配点は120点となっております。(ウ)利用者対応に関する提案は17番から22番の6項目の確認項目を設定しており、配点は40点でございます。

続きまして次のページ、3番の施設の管理に関する事項の①植物管理は各項目の特徴を踏まえた具体的な植栽管理や方法が示されているか、鏡伝池緑地の主要植物の育成管理について具体的な方法が示されているか、鏡伝池緑地において花苗育成や花壇管理について示されているかといった加点項目に加え、植物の機能や重要性を認識した景観づくりの方法や美観向上、主要植物の特性を理解し、育成管理について適切な方法が示されているか、花壇管理や花苗育成について、市が求めている水準を上回る提案が示されているかといった加点項目を設定しており、配点は80点でございます。②運動施設の管理運営については、具体的な維持管理方法が示されているか、市民がスポーツに親しめる環境づくりや地域スポーツ活動支援などの提案がされているかといった確認項目に加え、閑散期や平日の利用率向上につながる事業が提案されているかといった加点項目を設定しております。こちらの配点は80点でございます。③の維持管理は日常点検の適切な実施や、利用者への安全が確保されているか、トイレをはじめとする清掃方法やその頻度が具体的に示されているのか、自然環境の維持・改善に関する考え方が示されているかといった確認項目に加え、長寿命化を念頭にした安全確保の方策や予防保全の考え方に基づいた修繕計画について提案されているか、仕様書が定める以上の清掃等の作業に関する作業回数や作業方法等の提案があるのかといった加点項目を設定しており、配点は50点でございます。④管理体制は必要な人員配置が提案されているか、鏡伝池緑地において、特殊植物の育成や緑化相談を含め、緑地を良好に管理運営できる業務実施体制が示されているかといった項目が設定

されており、配点は40点でございます。⑤その他は備品管理や環境への配慮、感染症の拡大防止策等の項目を設定し、配点は10点となります。

続きまして次のページ、4番の情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項は配点が40点。5番の緊急時における対策に関する事項は危機管理マニュアルの作成や、緊急事態発生時の連絡体制、構成員間あるいは市との間におけるリスク分担に対する考え方といった確認項目を設定しており、配点は40点でございます。

6番のその他は点在する5公園を管理運営する上で、公園間の連携といった提案がされているか、または、包括的に管理する上で効率的な作業方法等が示されているかといった確認項目に加え、公園活性化及び魅力向上につながる提案が示されているかといった加点点項目を設定しており、配点は40点でございます。

以上、資料6の説明になります。

(会長) 選定基準の内容につきまして、ご質問、ご意見等はございますか。最初に私のほうで教えていただきたいのですが、加点点事項の中には、「示されているか」というような項目が多かったと思うのですが、示されてはいるものの実現可能性はあるのか」といったことは、判断するのですか。

(事務局) はい、そのあたりはご判断いただければと思っております。一つ一つ具体的な基準というのは示すのが難しいのですが、委員の皆様のご経験やご見識からご判断いただければと思っております。

(会長) その実現可能性といったあたりも評価してもいいということですか。

(事務局) はい。

(会長) 分かりました。それともう一点ですが、事業計画書に加点点事項があった場合、その加点点事項となった内容についてはその事業者にそれを実行する法的義務というのは生じるのですか。例えば、協定書で事業計画書の内容に沿うとか、実行しなければならぬみたいな形にはなるのですか。

(事務局) はい。基本的には提案に基づいて、事業実施計画書を作成いただきますので、その内容を承認する上で、もちろん市としてその内容がしっかり書かれているかというのを確認して承認いたします。その事業実施計画書に記載されている内容というのは、指定管理期間中に必ずやっただく履行責任があります。

(会長) 分かりました。私からは以上でございます。

すみません、さきにお尋ねして。ほかの先生方、どうぞご自由にご意見等をおっしゃっていただけますか。

(委員) まず1つ目は、この事業計画に関する内容審査の配点を公募の時点で示すのかどうか。それからほかの先生方のご意見もお聞きしたいと思うのですが、4番の情報公開の個人情報保護の措置に関する事項等と、5番の緊急時の対策に関する事項というのは、審査によって差異が出るのかな、という気がします。割と常識的というか、差異が出にくい項目ではないかなという感じがします。また、この4番、5番の内容は、運営計画の(ウ)の利用者対応のところに入ってもいいのかなという感じがします。それによって何点か2番の(ウ)に加算するのか。一方、6番のその他の項目は、点在する公園を包括的に管理する上での提案を特に求めているという意思表示となり、魅力向上につながる提案になっているかというのを2番とは別出で、この項目で問うのは結構かと思います。以上のことから、4番、5番の事項を2番の②に含め、かつその場合は、80点全部をそのまま2番の②に含めるのではなく、一部は他の項目に配分にしてはどうか。

一つ目に関しては、配点を通じて、どんな提案をより重視しているかが、応募する団体に伝われば、配点自体に意味があるなと思います。そのため、配点が公募の段階で分からなければ、市が重視する事項に、応募者が特に注力してくれない恐れがあるため、併せて配点も公募段階で公表してはいかがでしょうか。以上です。

(事務局) まず、4番、5番の情報公開に関する事項や緊急時における対策に関する事項についての配点が40点というのが高過ぎないかというご意見ということでよろしかったでしょうか。それとも高過ぎるというよりも差がつかないといったご意見でしょうか。

(委員) 高過ぎるというよりも、これによって応募してきた団体の提案の内容でそんなに差が出てくる項目であるかなという気がします。だからあえて40点で評価するというのは全ての申請者が40点になるのではということ。ある意味、それは配点が高過ぎると言っていることと同じかもしれませんが、ニュアンスとしては応募してきた団体によって差異が出ない、ということをお願いしたかったのです。

(事務局) かしこまりました、ありがとうございます。あと加点項目の公表というところにつきましては、市としましては、どうしても加点項目を公表することによって、申請者に対し、提案事項をその項目に誘導することになってしまいます。ここに書いている内容以外のことについて、例えば民間のノウハウを活用した、行政で想像できないようなことも場合によって提案が上がるのでは、という期待も込めて、加点事項は示さないという方針にしております。

(委員) 加点事項とおっしゃっていたのは何のことですか。私が聞いているのは運営計画で200点、管理に関する事項260点、それぞれの配点を公表するのです

か、ということです。それが加点項目と言っておられるわけですかね。

(事務局) はい。加点項目が一番右の列でございまして、配点と加点項目はともにそういった意図から公表していないというところでございます。

(委員) 加点事項以外は公表するということですか。

(事務局) 要求事項と確認事項、左の2列に関しましては公表されます。

(委員) 配点は。

(事務局) 配点は事後公表という形を取っております。

(委員) 配点を公表したからといって相補的な提案がされないということでもない気がしますが、そこはどうでしょう。

(会長) 今の点に関して、他の委員のご意見は、いかがでしょうか。

(委員) その配点が高いか低いかというのは置いておいて、運営していく上で絶対に必要な事項が提案内容に網羅されていることが大切。そこを確認するということが重要で、差を求めなくても、ちゃんと記載されているかされていないか、その判断でいいのかなというふうに思っていました。ただ、緊急時における対策に関する事項とかというのは、明らかに差が出てくると思います。4番については差が出てこないと思いますが、そういう面でこの項目については事務局案で結構かと思っています。以上です。

(委員) 私も今の委員の意見に賛同いたします。項目をきちんと掲げて、逆に言えば、質の悪い応募者と区別する上でも、こういう項目を置いておいた方がいいと思います。以上です。

(会長) ありがとうございます。

副会長、いかがなものでしょうか。今の委員のおっしゃられた問題に関していかがですか。

(副会長) 確かに最近災害とかが多いので、緊急時における対策というところのポイントが40点あるのは、公共の施設ですのでそのとおりかなとは思っております。今まで5番については、きちんと考えられている応募者がいる一方、ちょっと手薄だなという応募者も正直ありましたので、この配点でいいのではないかなとは思ってお

ります。

以上です。

(会長) ありがとうございます。委員、いかがなものでしょうか。

(委員) このままで行っていただいて問題はないと思います。

(会長) ご意見ありがとうございました。

ほかに先生方、ご意見、ご質問等ございませんか。

内容評価と、提案額の比率について、原則6対4なんだけれども、本件に関しては7対3という事務局からの提案があったと思うのですが、その点はいかがなものでしょうか。7対3でよろしいでしょうか。内容に重きを置くことにはなるのですが。

(委員) よろしいと思います。7対3で結構です。

(委員) 私も7対3でいいと思います。内容重視のほうがいいと思います。

(会長) 他の委員、いかがですか。

(委員) 異存ございません。

(会長) 副会長も7対3でいいですかね。

(副会長) はい、7対3でOKです。

(会長) 私も内容にある程度ウエイトを置くべきだと思いますので、7対3でいいと思います。事務局提案で問題ないと思っています。その点委員の先生方には皆ご了解されているということになると思います。

それではほかにご意見等がなければ、「(4)プレゼンテーションについて」を議題といたします。事務局でご説明いただけますか。

(事務局) プレゼンテーションの実施方法については、資料7「第2回枚方市都市公園指定管理者選定委員会の進行について」をご覧ください。日時は10月13日木曜日、13時から、場所は枚方市役所別館4階特別会議室でございます。

次に、プレゼンテーションの全体のスケジュールでございます。まず、プレゼンテーションに入る前に、評価方法についてご確認いただいた後、評価の観点や考え方等、共有すべき認識についてご協議いただいた上で、申請者のプレゼンテーションに入っ

てはどうかと考えております。プレゼンテーションの時間は、1者につき準備時間を除いて10分間、またプレゼンテーション後に15分程度の質疑時間を見込んでおり、申請者退出後に事務局への質疑等を行っていただいております。プレゼンテーションの順番は申請受付順と考えております。また、申請者が1者だった場合のスケジュールについて、事務局から提案がございます。本委員会の開催日程については、当初全3回とご説明しておりましたが申請者が1者だった場合、評価、合議、答申についてプレゼンテーション後に行っていただいております。なお、第2回にご答申いただきますと、第3回の委員会は開催しないということになります。

説明は以上です。会長、いかがでしょうか。

(会長) ありがとうございます。プレゼンテーションの方法につきまして、今事務局から提案がありましたけれども、この内容についていかがですか。

よろしいですか。最初に「評価の観点、考え方等、共有すべき認識などについて協議」と書いてあるのですけれども、これはもうちょっと具体的に言うとうるいことを想定されているのですか。ちょっとイメージしづらるので、教えていただければ。

(事務局) こちらに関しましては、事前に申請書自体を委員の皆様にご確認いただきます。その段階で、例えば、各委員の方々がそれぞれこんなところがよかったねとか、こんなところがちょっと物足りないねという点があると思いますので、プレゼンテーションに入る前の段階でそれを一旦共有していただきまして、その後プレゼンテーションに入ってください、といったことを想定しております。

(会長) よく分かりました。どうですか、今の点、ほかの先生方、よろしいですかね。

それと時間配分等も10分、それから申請者のプレゼンテーションを10分、その後申請者に対して各委員が15分程質問をしていただいて、その後申請者が退出された後、事務局に対して、今の申請者の提案に関連して質問があればいただく。そのようなスケジュールを提案されているのですけれども、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

あとは、申請団体が1者だった場合、2回目で全部決めるというご提案なんですけれども、どうでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは今の事務局の提案どおりの方法でやらせていただければと思います。よろしく願いいたします。

次の案件は、「(5) その他」ということになるのですけれども、事務局から何かございますか。

(事務局) その他といたしまして、参考資料5の評価メモについてご説明いたし

ます。申請者から提出された申請書類は、郵送で皆様にお届けいたします。その際、この「評価メモ」を事務局で作成し、一緒に送付いたします。これは、各候補者からの提出された書類をもとに作成するもので、本日の資料はイメージとしてご覧ください。内容は、申請書に添付される「別紙1 事業計画書要求事項一覧」の内容に、「評価メモ」欄を加えたものでございます。委員の皆様には、申請者の事業計画書の内容確認や、書面上の事前評価を行っていただくとともに、疑問点等につきましてメモ書きするなどにご活用いただき、次回のプレゼンテーションでの申請者に対するご質問、ご確認に備えていただければと考えております。また次回の委員会後、委員の皆様から評価をご提出いただく際、施設の選定に当たっての評価コメントをいただきたいと考えており、この「評価メモ」は、その際の参考資料にも活用していただけるものと考えております。なお、応募者が1者だった場合でも、審査、評価を行っていただき、合議、答申をよろしく願いいたします。また、応募状況を含めまして、本委員会の審議内容につきましては、ご答申をいただいてから公表するものとなります。

資料の説明は、以上です。

最後に、繰り返しになりますが、次回の「枚方市都市公園指定管理者選定委員会」は、10月13日木曜日、13時から、市役所別館4階の特別会議室にて開催させていただきますので、ご出席のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。会長、よろしくお願いいたします。

(会長) ありがとうございます。特にご質問等がおありにならなければ、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

よって枚方市都市公園指定管理者選定委員会を閉会いたします。本当に委員の皆様方、ご協力いただきましてありがとうございます。また今後ともよろしくお願いいたします。